

迷惑電話撃退機器を 無料で貸し出します！



【対象者】本年度末（令和9年3月31日）時点で65歳以上の市民で、①②のいずれかに該当し、後日アンケートにお答えいただける方

①高齢者のみの世帯

②日中高齢者のみとなる世帯

※本市・兵庫県・警察署等が昨年度までに実施した、撃退機器の貸与又は購入費の補助を受けた方及びその世帯に属する方は、本貸与事業に応募できません。

【貸与期間】貸与日から原則1年間となります。ただし、利用中止等の申し出がない場合は貸与期間を更新し、5年間の貸与期間が満了した機器については利用者に譲渡します。

【貸与機器】

株式会社太知ホールディングス

防犯対策電話録音機 ST-386

☆撃退機器はかかってきた電話に対し、警告メッセージを流し自動的に対応します。

同機器は小さくて軽く、取り付けも簡単です（下図のとおり）。

（イメージ図）



【注意事項】※機器の取り付けは、利用者で行っていただきます。また、機器の利用により発生する費用（電気代など）は、利用者負担となります。

※機器を設置しても、悪質な電話を完全に防げるわけではありません。

※既設の「緊急通報システム」等併用できない機器があります。

※ナンバーディスプレイ等、電話機能や回線によっては設置できない場合があります。

【貸与台数】50台（応募者多数の場合は抽選）

【申請方法】消費生活センター、市民相談課、各サービスセンター・サービスステーションで配布する申請書（市ホームページでダウンロード可）に必要事項を記入の上、消費生活センターまで申請書の原本（コピー不可）を提出（郵送又は持参）してください。

【受付期限】6月19日（金）17:00 必着

【申請・問合せ先】宝塚市消費生活センター

〒665-0852 宝塚市売布2丁目5番1号 ピピアめふ1・5階

☎81-4185

開所時間 月～金曜日（祝日を除く）9:00～17:00